

1 出席停止となる場合

以下のいずれかに該当する場合は、「出席停止」扱いとする

①	生徒自身が感染した場合	
②	同居家族が感染している ことに加え	a 保護者から休ませたいと希望があった場合
		b 生徒自身に、発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合
③	感染者と接触があり、 感染対策を行わずに飲食を共にした ことに加え	生徒自身に、発熱や咽頭痛、咳等の症状がある場合
④	学級や学校に感染者がいる ことに加え	保護者から「感染するおそれがあるので休ませたい」 との希望があった場合

2 学級閉鎖の基準

以下のいずれかに該当する場合は、「学級閉鎖」の措置をとる

①	同一学級内で、新型コロナウイルスの感染者と風邪様症状が20%程度 (例:在籍30人の学級では6人の感染者又は風邪様症状者)
②	その他、設置者が必要と判断した場合

※学級閉鎖の期間については、感染の拡大状況などを踏まえ、事例ごとに判断